

差 押 調 書

滞 納 者		住 所 (所在地)												
		氏 名 (名 称)												
滞 納 金 額	納税通知 書 番 号	年度	期別	税 目	税 額	延滞金額	過少申告 不 申 告	加算金額	重加算金額	滞納処分費	小 計	納 期 限 督促状発付日	備考	
					円	法律による金額 円		円	円	法律による金額 円	円	・ ・		
							法律による金額 円				法律による金額 円		・ ・	
							法律による金額 円				法律による金額 円		・ ・	
							法律による金額 円				法律による金額 円		・ ・	
							法律による金額 円				法律による金額 円		・ ・	
							法律による金額 円				法律による金額 円		・ ・	
							法律による金額 円				法律による金額 円		・ ・	
	合 計					円(このほか、上記の法律による金額が加算されます。)								
	差 押 財 産	債 権 者	住所(所在地) 氏名(名称)					債 務 者	住所(所在地) 氏名(名称)					
債権等の種類及び額(差押債権額)						取り上げられた債権証書等の名称その他								
						履行期限 年 月 日								
上記の市税等については、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該市税等を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定に基づき上記の財産を差し押さえます。 なお、債権等の取立、譲渡、免除、期間の猶予、相殺等を禁止します。 (根拠法令－国税徴収法第47条第1項第1号、第54条、同法施行令第21条第1項第3項) 年 月 日この調書を作ります。 美唄市 徴税吏員 職氏名 差押通知書発送の日 年 月 日														

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 1 差押財産について、登記(登録)又は仮登記(仮登録)がされていた場合には、その年月日と受付番号を仮差押え又は仮処分がされていた場合には、その年月日と事件番号を「差押財産」欄に併せて記載する。

2 この調書は「第三債務者に対する差押通知書」と併せて複写により作成する。

3 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。